＜出版物掲載・放映申請について＞

金沢市図書館所蔵資料を出版物へ掲載、および放映する際には、申請が必要となります。

（ブログ等への写真掲載、ネット配信番組へのへの使用も許可申請が必要です）

なお、近世史料館所蔵史料の使用申請については、こちらをご覧ください。

>>[（近世史料館）史料の掲載・放映申請について](https://www2.lib.kanazawa.ishikawa.jp/kinsei/guide.htm#keisaishinsei)

※資料の所蔵館をよくご確認ください。

申請書にご記入いただき、資料の所蔵館の窓口もしくは郵送でご提出ください。

>>[出版物掲載・放映申請書](%E7%94%B3%E8%BE%BC%E6%9B%B8/%E5%87%BA%E7%89%88%E7%89%A9%E6%8E%B2%E8%BC%89%E3%83%BB%E6%94%BE%E6%98%A0%E7%94%B3%E8%AB%8B%E6%9B%B8.doc)（玉川図書館）Word版

>>[出版物掲載・放映申請書](%E7%94%B3%E8%BE%BC%E6%9B%B8/%E5%87%BA%E7%89%88%E7%89%A9%E6%8E%B2%E8%BC%89%E3%83%BB%E6%94%BE%E6%98%A0%E7%94%B3%E8%AB%8B%E6%9B%B8.pdf)（玉川図書館）PDF版

申請にあたっては、以下の注意事項を遵守してください。

・申請は、事前に著作権者の了承を得たうえで、行ってください。

・出版・放映等に際しては、金沢市図書館所蔵であることを表示してください（資料を所蔵している館名を表示してください　例：金沢市立玉川図書館所蔵）

・出版物・フィルム等を１部以上金沢市図書館に寄贈してください（申請先の館に寄贈してください）

・出版・放映等によって著作権上などの問題が生じた場合は、全て申請者がその責任を負います。

・申請は、該当物の発行日（放映日）以前の提出について受理します（表記の訂正をお願いする場合がありますので、原則として訂正可能な段階、遅くとも発行日（放映日）の２週間前までにはご提出ください）。

・その他、金沢市図書館の指示に従ってください。

・申請に際しては、電子申請サービスもご利用いただけます。

>>[金沢市電子申請サービス](https://s-kantan.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/profile/userLogin_initDisplay.action?nextURL=CqTLFdO4voZhd%2BjyHi%2BBVTQ9f2VYJzSnVtXuWY28Gc8AQ0fL9o%2BeSVp%2BiKUgIqA9r0RDt24BNa%2FO%0D%0AApjnN1x6JFOM%2BYzXAqofASgEvzn9rVof6ODrejrBQLQiKRckGQ%2Bb1tXD1FOak9Y%3D0Aat1XiD8Vc%3D%0D%0A)